

# 熊野川流域治水協議会規約

## (名称)

第1条 名称を、熊野川流域治水協議会（以下「協議会」）とする。

## (目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、熊野川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるものほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 熊野川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、流域治水に関して必要な事項。

## (協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## (事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、紀南河川国道事務所調査課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和2年9月 4日から施行する。

令和2年9月17日改定

令和2年12月18日改定

令和3年3月25日改定

令和4年3月25日改定

別表 1

機 閣	構 成 員
熊野市	市長
紀宝町	町長
五條市	市長
天川村	村長
野迫川村	村長
十津川村	村長
下北山村	村長
上北山村	村長
田辺市	市長
新宮市	市長
北山村	村長
三重県	防災対策部長、農林水産部長、県土整備部長
奈良県	危機管理監、水循環・森林・景観環境部長、 県土マネジメント部長
和歌山県	危機管理監、農林水産部長、県土整備部長
近畿農政局	南近畿土地改良調査管理事務所長
近畿中国森林管理局	和歌山森林管理署長
近畿地方整備局	紀南河川国道事務所長
近畿地方整備局	紀の川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局	紀伊山系砂防事務所長
森林研究・整備機構	
森林整備センター (オブザーバ)	和歌山水源林整備事務所長
奈良県	食と農の振興部長、地域デザイン推進局長
津地方気象台	津地方気象台長
奈良地方気象台	奈良地方気象台長
和歌山地方気象台	和歌山地方気象台長
近畿地方環境事務所	環境対策課長
電源開発株式会社	西日本支店長
関西電力株式会社	再生可能エネルギー事業本部 吉野水力センター所長
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部施設部長